

# 令和2年度第1回福島県社会福祉審議会議事録

日 時:令和2年10月23日(金)

午後2時～午後4時

場 所:杉妻会館「牡丹」

**(生出企画主幹)** 間もなく開会となりますが、その前に、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきたいと思えます。

次第及び出席者名簿、席次表、その他資料については、資料1、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、それから4-1、4-2、4-3、それから5と6でございます。また、配付資料の巻末には県の取組に関するカラー刷りの資料を3つ配付しております。「運動はじめっぺキャンペーン」、「ふくしま健民アプリ」、「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等防止に係る啓発資料」です。こちらについての説明は省略させていただきますが、追ってご確認ください。なお、一部資料については事前配付の内容から修正がございましたので、机上に差し替え資料を配付させていただきました。修正内容の概要については併せて配付いたしました「令和2年度福島県者会福祉審議会資料の差し替え」をご確認ください。お手元に不足する資料等がございましたら、事務局のほうまでお知らせください。

(開 会)

**(生出企画主幹)** それでは定刻となりましたので、ただいまより令和2年度福島県社会福祉審議会を開会いたします。私は議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます福島県保健福祉部企画主幹の生出千秋と申します。よろしくお願いたします。

会議開始にあたり、ご出席の皆様方へのお願い事項ですが、会議中はマスクの着用にご協力をいただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、マイクの使用にあたっては、使用者が変更する都度、除菌シートでの拭き取りを行わせていただきますのでご了承願います。

それでは最初に、福島県保健福祉部長の戸田光昭よりご挨拶申し上げます。

**(戸田部長)** 皆さん、こんにちは。県の保健福祉部長の戸田光昭でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、日頃より本県におけます保健福祉行政の推進に多大なるご尽力をいただくとともに、昨今は新型コロナウイルス感染症対策において、各委員、それぞれのお立場からご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして重ねて御礼申し上げます。

県といたしましても、コロナへの対策のために「新しい生活様式」の定着や日々の暮らしにおける感染防止対策に係る普及啓発、相談、検査、医療提供体制の整備など、感染拡大防止に向けた対策に努めてきているところであります。一方で東日本大震災から9年半が経過いたしました。今なお多くの県民が避難生活を余儀なくされており、被災者の見守りや健康の維持、医療人材や福祉・介護人材の確保、育成など、復興に向けた課題は山積みしている状況であります。

こうした中、県といたしましても本県の復興創生が早期に実現できるよう、直面する保健、医

療、福祉分野の課題の解決に向け、市町村、関係団体の皆様と共にしっかりと取り組んでまいります。

本日は、福島県地域福祉支援計画の骨子案や福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理についてご審議いただくこととしておりますので、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見やご提案をお願いいたします。よりよい福島をつくり上げていくためには、地域福祉・医療を支える委員の皆様のお力が不可欠であります。引き続きご協力とご支援をお願いいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

**(生出企画主幹)** それでは会議に先立ちまして、本日、出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。今回、審議会委員の任期満了に伴い、委員の皆様方には新たに委員をお願い申し上げ、過日、委嘱させていただきました。任期につきましては令和5年7月9日までの3年間となりますのでよろしくお願いいたします。なお、委員の方々の名簿及び本日の出欠状況につきましては、お配りしました別紙委員名簿のとおりとなっておりますのでご覧ください。

では、名簿順に紹介させていただきます。

篠木敏明委員でございます。

熊川恵子委員でございます。

松本喜一委員でございます。

篠原清美委員でございます。

渡部孝二委員でございます。

星光一郎委員でございます。

菊地洋子委員でございます。

石川弘美委員でございます。

吉原秀一委員でございます。

金子定雄委員でございますが、本日は都合により代理の斎藤千恵子様が出席されております。

安齋節子委員でございます。

吉川三枝子委員でございます。

原寿夫委員でございますが、本日は都合により代理の星竹敏様が出席されております。

板垣俊太郎委員でございます。

鎌田真理子委員でございます。

倉持恵委員でございます。

三保恵一委員でございます。

大堀武委員でございます。

遠藤恵美子委員でございます。

松枝智之委員でございます。

なお、久保美由紀委員、原野明子委員は都合により欠席となっております。また、公募枠の委員1名については、諸事情により辞職されましたので、現在、委員数は計22名となります。

なお、事務局職員については、先ほどご挨拶申し上げました保健福祉部長の戸田のほか、お手元に配付しました事務局名簿のとおりとなっておりますのでご確認願います。

次に、定数の確認をいたします。本日は審議会委員22名のうち20名の委員が出席されております。これは福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する過半数の出席を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。本日の審議会は任期満了による改選後、初めての会議でございますので、委員長が選任されるまで議事の進行をする仮議長をどなたかにお願いすることになります。事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(生出企画主幹)** ありがとうございます。それでは、仮議長を吉川三枝子委員にお願いしたいと存じます。吉川委員、どうぞよろしく願いいたします。

**(吉川委員)** ご紹介いただきました吉川です。ご指名でございますので、議長が決まるまでの間、私が仮の議長を務めさせていただきます。議事進行のご協力につきましてよろしくお願い申し上げます。

まず、議事録署名人の指名でございますが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(吉川委員)** ありがとうございます。それでは、日本赤十字社福島県支部事務局長 篠木敏明委員、福島県社会福祉協議会 熊川恵子委員にお願いいたします。

それでは、審議事項に入らせていただきます。委員長及び副委員長の選任についてお諮りします。委員長及び副委員長は社会福祉法第10条及び福島県社会福祉審議会運営規定第2条により、委員の互選となっております。そのお二人の選任について、いかがでしょうか。

**(篠木委員)** 事務局で案があればお願いいたします。

**(吉川委員)** では、お願いします。

**(保健福祉総務課長)** 保健福祉総務課長をしております境野と申します。よろしくお願い申し上げます。私の方から、委員長、副委員長の選任に関しまして、事務局案についてご説明させていただきます。委員長につきましては、過去の審議会において議事進行の実績があること、本県の福祉施策全般に精通していることなどを踏まえまして、前委員長であります医療創生大学教授の鎌田真理子委員に、副委員長につきましては、前副委員長である福島県社会福祉協議会事務局長の熊川恵子委員にお願いしてはと考えております。よろしくお願い申し上げます。

**(吉川委員)** 事務局より案をお示しいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、委員長には、鎌田真理子委員、副委員長には熊川恵子委員と決めさせていただきたいと存じます。

それでは、これで仮議長の任から解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**(生出企画主幹)** ありがとうございます。選出されました鎌田委員長には議長席への移動をお願いいたします。

それでは、選出された鎌田委員長に一言ごあいさついただきたいと思います。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。ただいまご指名に預かりました、いわき市にありますが医療創生大学の教員の鎌田と申します。本日は雨の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題に入っております保健福祉に関する復興ビジョンと地域福祉計画について、ご審議をいただくわけですけれども、「復興ビジョン」というキーワードで思い出しておりましたのが、2011年の5月の連休明けのことでした。そのときは福島県が開催した「復興ビジョン検討委員会」というものが開催されまして、7月まで毎週末、会議が開催されまして、被災地を視察したり、さまざまな検討をしていたことを思い出しておりました。座長は赤坂憲雄先生でございます。やはり福島県はこの東北の中でもマイナスからの出発でございましたけれども、10年が経過しようとして、今は汚染水のトリチウム処理水についての問題が前面に出ておりますが、それなりに福島県の住民の皆様、関係者の皆様、頑張ってきてきたなと感慨も深く感じているところでございました。

これまでを見ていきますと、今、局面、フェーズとしてあるのは、やはりコンフリクトもまだ住民の間にも存在し、回復力も非常にいろいろな意味で増しているかと思えます。いろいろプラスマイナス、たくさんありますが、やはり福祉の観点からいいますと、次の世代の子どもたち、先日もいじめの問題でニュースとなりましたが、福島県内の多くの子どもたちが、義務教育課などのデータを見ておりますと、非常に周囲の大人を信頼し、人を信頼し、とにかく将来に向けたプラスイメージを持っているということがデータとして出ておりますので、次の次世代の子どもたちが本当にいい福島をつくってってくれるのではないかと非常に期待しております。

そういう中で、本日は福祉、多々、問題がある領域でございますけれども、次の世代の子どもたちのためにもさまざまなご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**(生出企画主幹)** ありがとうございます。

続いて選出された熊川副委員長に一言ご挨拶いただきたいと思います。

**(熊川副委員長)** ただいま副委員長のご指名をいただきました県社協の熊川でございます。本日の次第にありますように、諮問事項、審議事項、報告事項、いずれも重要でございます、この社会福祉審議会の役割の大きさを痛感しているところでございます。鎌田委員長のもと、微力ながら努力してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

**(生出企画主幹)** ありがとうございます。

それでは、次第にございましてお諮問に移ります。ここで、まず「福島県保健医療福祉復興ビジョンの見直しについて」及び「福島県地域福祉支援計画の見直しについて」事務局よりご説明いたします。

**(保健福祉総務課長)** 私の方から初めに福島県保健医療福祉復興ビジョンの見直しについて説明させていただきます。お手元の資料、資料の1をご覧ください。

1番ですけれども、福島県保健医療福祉復興ビジョンにつきましては、県の施策、政策目標や展開方向を示す福島県総合計画の理念を受け、さらに復興計画の施策を反映し、保健・医療・福祉分野における横断的・重点的な取組の方向性を示すものでありまして、保健・医療・福祉部門の各個別計画の策定・推進にあたり、その指針となるものとして策定しております。現行のビジョンの計画期間が25年度から令和2年度となっているところから、今回、見直しに取り組むものであります。

次に、2番のビジョンの見直しスケジュール（案）につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で、計画期間が同じ令和2年度までの上位計画である福島県総合計画の策定スケジュールが、来年の9月県議会での議案提出を目指すこととなっているため、ビジョンにつきましても総合計画策定後の来年12月策定を目標としております。なお、策定までの期間につきましては現行ビジョンでの対応を考えております。

ビジョンの見直しにあたっては、記載しましたスケジュールのとおり、今後、審議会で皆様からご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**（社会福祉課長）** 続きまして、私は社会福祉課長の花積と申しますが、福島県地域福祉支援計画の見直しについてご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。「福島県地域福祉支援計画の見直しについて」という資料でございますが、まず、支援計画につきまして、計画の目的ですが、社会福祉法第108条の規定に基づき策定するものでありまして、本県の市町村支援の基本方針を定めるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び達成に資するため、広域的な見地から地域福祉の推進に関する事項を定めるものでございます。現行計画の策定期間は25年3月でありまして、その計画期間は平成25年度から令和2年度までの8年間でございます。本年度で計画期間が満了いたします。

計画見直しの背景の概要でございますが、平成30年の社会福祉法改正により、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進を図るため、当該計画は地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通事項を記載し、いわゆる上位計画として定めるように求められております。

見直しの時期でございますが、本年度中に見直しを行いたいと考えております。見直しの進め方につきましては、市町村等の関係機関への意見照会、この社会福祉審議会でのご審議、パブリックコメントによる意見募集により、関係者、学識経験者、県民の方々のご意見を取り入れながら見直しを進めたいと考えております。

関係する主な計画ですが、丸の1つ目は高齢者関係の計画でございます。2番目の丸は障がい者関係の計画、3つ目は子ども・子育ての関係の計画、DV関係、健康関係の計画も関係する計画と考えております。

見直しのスケジュールでございます。めくっていただきまして、次のページにスケジュールが書いてございます。本日、社会福祉審議会でご審議をさせていただきます。11月、12月におきましては関係機関に計画素案について意見照会をいたしまして取りまとめを行いたいと思っております。その取りまとめた結果について、社会福祉審議会でご審議を1月にさせていただくように考えております。その後、パブリックコメントをいたしまして、2月には社会福祉審議会でご審議をいただくように考えておまして、3月には計画決定をしたいと考えております。

地域福祉計画の見直しについての説明は以上でございます。

**(生出企画主幹)** それでは審議会への諮問に移らせていただきます。恐れ入りますが、鎌田委員長、戸田部長、よろしくお願いいたします。委員の皆様には諮問文の写しをお配りしておりますので、ご覧ください。諮問いたしますので、写真を撮られるマスコミの方は前の方へお越しください。それでは、部長、お願いします。

(諮問文書手交)

**(生出企画主幹)** ありがとうございます。

これより議事進行について、鎌田委員長にお願いします。よろしくお願いいたします。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。それではこちらに引き取らせていただきまして、議事を進めてまいります。

まず、初めに福島県地域福祉支援計画の骨子案について、事務局よりご説明願います。

**(社会福祉課長)** 事務局の社会福祉課長の花積です。私の方から説明させていただきます。本日の地域福祉支援計画骨子案の説明資料は、資料2-2になります。「地域福祉支援計画骨子案のポイント」をお配りしております。こちらをご覧くださいますようお願いいたします。

まず、本計画の見直しの背景についてご説明いたします。平成30年4月施行の社会福祉法の改正がありました。この大きな中身が「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的な支援体制の整備でありました。ア、イ、ウの3つの項目で説明いたします。

まず、アの「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念の規定についてですが、支援を必要とする住民・世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨、明記しております。

イについてですが、この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しております。地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、住民が身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携調整等を行う体制。3つ目に、主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協力、協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努める旨、規定しております。

ウでございますが、こちらの方が地域福祉計画の充実でございます。市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項及び包括的支援体制整備を定め、上位計画として位置づけることとされました。それと同様に、県が策定する地域福祉支援計画についても福祉の各分野における共通事項及び市町村が行う包括的支援体制整備への支援を定め、上位計画として位置づけることとされたところです。

これが大きな状況の変化になります。本年度、現行計画が期間を満了することから、法律改正の趣旨を取り込み、県の地域福祉支援計画を見直したいというふうに考えております。

さらに、参考事項でございますが、来年の4月1日に施行する社会福祉法の改正も若干説明させていただきます。

包括的な支援体制整備を進めるために新たな事業、重層的支援体制整備事業が創設されまして、市町村において既存の相談支援体制の取組を活かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズ

に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業が創設されることになっております。なお、事業実施の際にはⅠ～Ⅲの事業はすべて必須とされ、新たな事業実施を希望する市町村の手挙げに基づく任意事業となっているところでございます。

次にイですけれども、新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について、一体的な執行を行うことができるよう交付金を交付するような新たな制度となっております。今のところ事業の大枠だけが決まっておりますが、これから国の予算編成が進み、予算が決定すれば詳細が明らかになってくると思っております。

次に、ページをめくっていただきまして、2番の福島県地域福祉支援計画改定骨子案の構成についてでございます。向かって左側、現行計画の構成ですが、計画の概要、地域福祉を取り巻く状況、計画の基本的な考え方、施策の方向の4つの章で構成されており、1章の計画の概要で改定の趣旨、計画の性格・位置づけ、期間、進行管理を定め、3章では、基本理念や基本方針、各主体の役割を定めております。4章では、東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進のほか、地域づくり、人づくり、サービスの基盤づくりを定めております。

次に、向かって右側の見直し後の新計画の骨子案においては、4章の構成は変わりありませんが、法律改正の趣旨を踏まえ、1章と4章に新たな項目を加える考えでございます。1章では、他の福祉計画との関係を定め、高齢者福祉計画や障がい福祉計画など、各福祉関係計画による施策の包括的な推進のため、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものであることを示しております。

次に4章ですが、4章の2に地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を、また、4章の6に地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備の支援に関する事項を加えようとするものでございます。

3番の骨子案のポイントのほうに移らせていただきます。まず1ですが、4章の施策の方向、2と6に2つの項目を追加することにより内容の充実を図ります。次のページの下の方にありますが、計画期間についても変えようとしているところでございます。

まず、3の骨子のポイントの(1)の1つ目についてですが、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項についてご説明いたします。事項としては丸の数字で挙げておりますが、15項目を具体的には定めようと考えております。

まず、①から⑤までは、特に高齢者、障がい者、児童などの各福祉分野や、それらに重なるところが多い生活困窮者に共通する内容や、それぞれの重点事項について記載したいと考えております。①は、さまざまな課題を抱える方の活躍のための福祉以外の分野との連携、②は福祉分野の重点事項、③では制度の狭間の課題対応、④では生活困窮者などの分野横断的に関係する方の対応体制、さらに⑤では介護と福祉、障害児・者の共通するサービスに導入されています共生型サービスの展開について記載したいと考えております。次に、⑥～⑧は住居や就労、自殺対策、それぞれの切り口から横断的な支援について記載したいと考えております。⑨～⑪については権利の擁護の観点から記載していきたいと考えております。⑫～⑭までは地域づくりの観点から、これらの項目を記載したいと考えております。

なお、それぞれの項目に内容例を掲げておりますが、現在、社会福祉課で想定される内容を例として掲げております。今後、皆様のご意見をいただきながら内容を詰めてまいりたいと考えております。

次に（１）の２つ目の地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備の支援に関する事項についてご説明いたします。市町村が地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制を構築すること、地域住民と主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境整備、地域生活課題に関する相談を受け止める体制整備、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じて包括的な支援体制を整備することが市町村のやるべきこととされました。この指針に向けて県が行っていく支援について定めようとするものであります。

計画の中に次の項目を立てて体制整備の支援を行っていかうと考えております。①住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり、②県域で推進していく施策の企画・立案、③重層的支援体制整備事業への支援、これらを行って、支援を図っていきたくと考えております。

次に、（２）番の計画期間です。国のガイドラインでは概ね５年間とされておりますが、関係する高齢者福祉計画、障がい福祉計画など、期間が３年間のものが多いことから、これらと連携を図りやすくするため６年間の計画とすることとしたいと考えております。

めくっていただきまして、最後のＡ３の資料ですが、２番の構成で示した項目よりももう１段階細かい項目までお示したものでございます。骨子案ポイントでお話しした項目まで入れ込んだものです。説明は省略いたしますが、後ほどご覧ください。

福島県地域福祉支援計画の骨子案についての説明は以上でございます。ご審議、よろしく願います。

**（鎌田委員長）** ありがとうございます。非常に多岐にわたり網羅的な内容が柱立てされているということをご理解いただいたかと思いますが、ただいまの説明に関しまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。星委員、お願いいたします。

**（星竹敏委員）** 医師会の代理の星です。代理なのに何を言うかとお思いでしょうけれど、知らないのを教えてほしいのですが、この２－２の資料に「市町村の事業の執行をするための交付金を執行する」と書いてありますが、これは市町村が事業をあらかじめ立ち上げて、その後から補助でしょうか。それとも、事前にこういうことをやってもらうために県のほうからある一定額を交付して、その事業の成り行きを見守るのか、どちらなのでしょう。

**（鎌田委員長）** ありがとうございます。交付金の執行の時期ですね。事務局、お願いいたします。

**（社会福祉課長）** ご説明いたします。これは市町村の任意事業でありまして、来年度から事業が採択されれば執行されるものでございます。この交付金につきましては、高齢者の相談体制とかそういった補助金でありますとか、障がい者の補助金でありますとか、子育ての補助金でありますとか、そういうものを合算しまして、交付金として国及び県が交付する仕組みというふうになっております。まだ詳細は決まっておりますが、現在わかっている中身はこういう中身でございます。

**（鎌田委員長）** 星委員、いかがでございましょうか。



**(星竹敏委員)** 僕は田舎のほうにおりますが、この質問は、以前にも県の事業ということで、市町村のほうに交付金が出ているはずと言ったのですけれども、そこの若い担当者が、いくら市町村役場の中で起案しても、そのお金を介護福祉系の事業に出してくれないということを僕は言われたことがあって、今の質問になった訳です。これは結局、市町村に丸投げした感じになっていて、市町村側から何も上がってこなければ、全く執行されないという解釈でもよろしいのでしょうか。

**(鎌田委員長)** 事務局、いかがでしょうか。

**(社会福祉課長)** 今、ご説明しましたのは新しい事業でございまして、今まで、各分野から出ている補助金をまとめて交付して、断らない相談体制ですとかその他の体制を整備する、福祉の分野にかかわらず相談体制とか新たな体制をつくるというような補助金でございまして、たぶん委員のお質しの件につきましてはある分野の補助金の件だと思いますが、その辺についてはこの補助金とは違うものかなというふうに思います。

**(鎌田委員長)** いかがでしょうか。要するにまとめた形で各自治体に交付金が交付されていてということで、それぞれ独自の事業資金については、一応、どのような運用をするのかは、県からの指導・指示みたいなものはあるのでしょうか。細分化されるような予算については各自治体の判断によるということでしょうか。ちょっとその辺、私も予算に疎くて申し訳ないですが、いかがでしょうか。ちょっと教えていただければと思いました。

**(社会福祉課長)** 先ほど私をご紹介しましたのは、各分野の補助金をまとめて、新たに断らない相談体制ですとか、そういった新たな体制をつくるために交付するというような仕組みでございまして、たぶん委員がお質しの件はある分野のある補助金だと思いますが、先ほど説明した交付金は現状ではまだ制度が立ち上がっていないものですから、それぞれの補助金の性質、運用のしかたによるものだと思っています。

**(鎌田委員長)** 実は、社会福祉法というのが6月に改正されまして、断らないワンストップ総合窓口を各自治体でどのようにしていくのかということと、今、協議いただいております。いわき市なんかはまだ明示されていないのですけれども。そういたしますと、いろいろな補助金をどのように使うかがまだブラックボックスで決まっていないという状況でございます。ただ、星委員がおっしゃってくださったのは、介護保険等、高齢者福祉に関する部分の事業費でございまして、いろいろな財布の出どころがございまして、ですから、それを今の段階では特定はできないけれども、一応、この事業で、この地域福祉支援計画でいうところの交付金については、今、各自治体の判断で検討いただいているということによろしいでしょうか。

**(社会福祉課長)** はい。今、各市町村で検討されているところでございます。

**(鎌田委員長)** 走りながら考えているという、そういう状況でございまして、この領域は。

**(星竹敏委員)** 県庁から各地域自治体に派遣するという制度があります。あれは都度、お伺い

を立てなくてもいいと思ったので、その質問も兼ねたわけです。

**(鎌田委員長)** そうですね。派遣をしている。職員を各自治体に派遣をして支援をしているということでございますよね。県のほうでもそういう支援体制を考えていただければ本当にありがたいと思います。

議長でございますけれども、質問、よろしいでしょうか。実は、この地域福祉計画、支援をする計画ですが、地域福祉計画が立てられていない自治体があるということで伺っていました。地域福祉計画というのを市町村で立てている割合というのを今、一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

**(社会福祉課長)** 社会福祉課長です。ビジョンのほうの指標のほうにも載せてございますが、今、59市町村のうち30市町村は地域福祉計画を策定しているということで、50%を超える程度の策定率となっております。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。といいますと、100%の自治体には、そこまでは至っていないということで、100%には至っていないということですが、やはり、いろいろな中小の自治体ですとか、福祉のセクションがない自治体もあるので、この支援計画のところ、新しく盛り込まれた資料2-2のところの地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備の支援に関する事項というものが加わったということで、具体的にこれは積極的に市町村のバックアップをしていっていただかないとアクションにつながらないというふうに思いますので、ぜひここは、星委員がおっしゃったように、専門家を派遣してバックアップをしていただきたいと。そうでないと、例えば成年後見センターについては、県内でも1カ所で、ただ、今、南相馬かどこかが取りかかるという話も聞いているのですけれども、ほかの都道府県ではかなりの割合で立ち上がっていますので、福島県の出足が、非常にいろいろな事業化の出足が遅いなという印象です。ぜひ背中を押していただくような形で、今日のこちらの事項を加えたところを強調いただいて事業化いただけるとありがたいなというふうに思いました。申し訳ございません、議長なのに。

**(社会福祉課長)** ご指摘いただきました計画の市町村の策定につきましては、来年度以降、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。

委員の皆様方、いかがでしょうか。何かお気づきの点はございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

**(渡部委員)** ちょっとお聞きしたかったのですが、大変立派な地域福祉支援計画を立てていらっしゃるの分かるんですけども、①から⑮まで、この制度に取り組んでやるということですが、これはあくまでも市町村が実施するということですよ。そう考えていきますと、正直いって、今まで重要な課題の中で、市町村がどれだけ県の計画を実施していらっしゃるのか全然見えてこないと思うんです。ですから、本当に市町村にやっていただくという、今、鎌田先生がおっしゃったように、必ず実施するというような何かがないと、正直言って、前に進まないかと思うんです。

例えば、5番目の共生型サービス等の分野横断的福祉サービス展開、たぶん県内でやっているの2～3カ所だと思うんですね。非常にこれははっきりいって複雑です。知ってのとおり、老人福祉法と障がい者の法律と介護と、3つの分野に亘っている。非常に手続きがややこしいことと、正直いってマイナスな部分が必ず出てくるんです。マイナスというのは、せっかく参画したけれども、ここはだめですよと言われる部分がある。ですから、もうちょっと具体的に一つひとつ進んでいかないと、市町村ではたぶんできないと思います。私のほうも市町村のほうで共生型を聞いても、正直いってわかりませんでした。いまだかつてこの保険請求には手を焼いています。ですから、そこら辺を県として、本当にやってもらうにはどうしたらいいのかということを、やはり市町村とよく詰めていただきたいなと思っております。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。昨年も委員がおっしゃってくださったように、高齢者と障がい者が一緒に通うデイサービスなどの共生型サービスの手続きが非常に煩雑で、障がい、高齢、介護の領域の手続きをしなければならないと。

そういうところでいわき市も、私どものNPO法人で「つながる」という共生型のデイサービスを始めましたが、元保健福祉部長が事務局でも、手続きが本当に大変であるということをおっしゃっていました。共生型を進めるのであれば、もっとマニュアルのようなものと一緒に添付をして、自治体の方が具体的に動けるような指南書といいますか、そういうような内容を提示していただければというようなことを委員がおっしゃってくださったと思いますが、事務局、いかがでしょうか。厚労省が、今、いろいろなモデルを提示して、説明を都道府県にしているように、何かモデルやマニュアルみたいなものをつくっていただいて、それを添付しながら、行政の職員がすぐアクションを起こせるようなレベルで一緒にこれを提示していただけないかなということですが、いかがでしょうか。非常に多岐にわたる領域ではございますけれども、検討いただけますでしょうか。

**(保健福祉部次長)** 次長の和田でございます。いつもお世話になっております。

おっしゃるとおり現場でやれるようにということでございます。この計画につきましては、先ほど課長から説明がありましたように、大まかな方向性を示すものでございます。従いまして、現場といいますか、市町村においてはこの計画をもとにご自分の計画を見直し、あるいは新しくつくられるという活動にこれから入っていくわけでございます。

その際に、先ほど課長が申しあげましたように、包括的かつ重層的な支援の体制、人材も含めて、どのような課題があつてというところについては、県の福祉事務所でありますとか、あるいは社協さんですとか、いろいろ関係機関がございますので、ぜひそういったところと市町村とが連携をとりながら個別に進めていくということ、今、考えておりました。意見の照会も、市町村が入っておりますから、その辺、意見をくみ取れるところはくみ取りながら、まずはこの計画をつくっていききたいというふうに考えております。

**(鎌田委員長)** 委員、いかがでしょうか。ご質問いただきまして。

**(渡部委員)** 話は分かるんですけども、やはり現場の声をというのはよく聞かれますので、現場の声を正直に聞いていただいて、本当にやれる体制づくりをよろしく願いいたします。ありがとうございます。

**(鎌田委員長)** 貴重なご意見をありがとうございました。本当に、今回はこういう柱立てを協議する場ではございますけれども、各市町村が地域福祉計画を立てていく際に具体的なモデルに移行できるようなサジェスションというものも一緒に県も提供していただけるとありがたいと思います。ただし、今、次長がおっしゃったように、社協とかいろいろなところでその力がなくて動きようがないというところが課題になっておりますので、そこをプッシュするようなことを県でもしていただきたいという委員の切なるご意見だったかと思えます。ありがとうございました。

そのほか、ご意見はありませんでしょうか。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。では、松枝委員、お願いいたします。

**(松枝委員)** すみません。松枝と申します。よろしく申し上げます。

2～3ほどお伺いしたかったですけれども、私は双葉町出身で、双葉町は埼玉県に避難して、埼玉県は首都直下地震が起こるものだという事ですのですべての計画が成立してしまっていて、市町村でもすべての計画が策定されておりましたので、それに従うしかないという。逆に、福島県は、原発は壊れないという前提で計画があまりなく、なおかつ市町村も50%程度の策定ということで、今、現在、被災市町村にも各都道府県から応援市町村職員が結構来ておりますが、逆に遅れている計画に合わせて仕事をしているようなところが結構見受けられております。なので、その辺を今後検討していただいて、広域圏、複数の市町村で計画を策定するとか、一部、事務組合を検討するとか、そのような柱をつくっていただければいいのかなとひとつ思います。あと、現場は忙しすぎて、今回もコロナの関係で非常事態宣言は解除された訳ですけども、原子力災害対策特別措置法の非常事態はまだ続いておまして、入ってきた職員は減災特例法すらもう読めていない状態で、分からない人が結構おまして、どの業務が避難元なのか、避難先なのか。今回も危機管理部のほうで「マイ避難ルート」というチラシ等、やっってくださいねということできますが、民生委員はどっちの民生委員が動くのかとか、その辺の整理がちょっとついてきていないところが見受けられます。その辺、郡山市とかいわき市とか福島市さんみたいに中核市の権限でやっていくところと、各市町村の保健福祉事務所管内のところとやっていくところ、また、生活拠点課みたいに出先のないところも結構ありまして、なかなか相談窓口も決まらないのが実情であるので、そういったことも踏まえて検討していただければと思います。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。2点のご質問あるいはご意見がありまして、1つ目が広域でという取組でございました。この地域福祉は広域で今回取り組めるということも文言を書いていただいたわけですが、そこで読み込めるのかなど。事務局、あとで教えていただきたいのですけれども。

2つ目の、相談窓口が無かったり、あるいは法令がどこどこでつながっているのか、担当するのかがわからないという案件も見られているということで、そのあたりの被災者支援のところの項目での書き方をお示しいただければというようなご要望だったように思うのですが、事務局のほうで何か回答をいただけないでしょうか。

**(社会福祉課長)** まず1点目でございますが、広域圏なり事務組合でできないかというところですが、社会福祉法では「市町村が定める」というふうになってございます。市町村の意向を確認して、また、制度的にできるかどうかとも検討して、そういった道が探れないか検討してまいり

たいと考えております。

続いて、避難者支援の関係ですが、ちょっと答えにはならないかもしれませんが、社会福祉課のほうで所管している事業で「避難者見守り相談支援事業」というものがございまして、民生委員の方がなかなかまわれない部分で、避難者の方、復興公営住宅ですとか借上宅ですとか、県内の避難者の方を中心に見守りを行ってございます。確かに民生委員の方は、避難元、避難先、どちらが担当かというところはございますが、その隙間を埋めるような形でこの事業で見守り活動はしているところがございますので、そういった方の福祉的なアプローチもしていきたいというふうに考えております。

**（鎌田委員長）** 委員、いかがでございましょうか。

**（松枝委員）** 資料2-2の⑨で、後見人とかの権利擁護の関係で、前に一度、厚生労働省の権利擁護推進室長とお話したことがあります。権利擁護は、そもそも原発被害を想定していないというか、二重住民票を想定していないのでということも言われたことがありまして、そういう二重住民票とかも、福祉の部門で話すあれではないのかもしれないですけども、二重住民票も結構、重しになっていくのかなというの、実際、活動していて感じております。以上です。

**（鎌田委員長）** ありがとうございます。ただいま、松枝委員から2点の質問に対して事務局に答えていただきまして、また新たに、2の骨子ポイントの⑨のところの権利擁護についてのいろいろご指摘、二重住民票を想定していなかったということで、これは、二重住民票は来年の3月で終了になるとか、何かそういう期限的なものはあるんでしょうか。すみません。

**（松枝委員）** 期限はないと思います。

**（鎌田委員長）** はい。では、篠原委員、お願いいたします。

**（篠原委員）** 民生児童委員協議会の篠原と申します。ただいま民生委員の見守りとか支援のところがないというようなお話があったのですが、例えば、私が居住するいわき市ですと、今、県内で一番大きい復興住宅が好間町にあるんです。そうすると、その中に入っている住民の方たちは、やはり広野の方とか、双葉、楡葉、大熊とか、富岡とか、ばらばらの方たちが入っているんですね。実際、自治会が去年おとしあたりからできて、なんとかまとまりはできてきたんですが、我々民生児童委員がその公営住宅・復興住宅に入るといってもなかなかできないんですね。というのは、例えば大熊町の住人ですと、大熊の民生児童委員協議会が中に入って皆さんの相談支援をしているんです。ですから、いわきから会津に行ったり、ほかの地区に行ったりというような巡回をしております。

一番私たちが懸念しているのは、やはり被災されている方たちの本当に心痛はすごくわかるのですが、住民票等の異動をされていないんですね。住宅は建てても隣組にも入らない。ただ、そこに住んでいるというような方が結構多いものですから、我々民生児童委員がお伺いしてもなかなか受け付けてくれないという現状があるんですね。

ですから、いつまでこの放射能問題が続くかわかりませんが、先ほど、二重住民票のお話がありましたけれども、やはりそれを住んでいるところに住宅を建てた方は住民票を移してそ

の地域の人になっていただくと、我々の見守りとかそういった支援というのはやりやすいところがあるのではないかというように思っています。ですから、今現在、各地区の民生委員さんは、双葉であれば双葉の方たちを見るというようなことになっていると思いますので、その辺、いわき市の民生委員が被災地の避難している方たちすべてを網羅して見守るということは不可能な状況ですので、その辺、ご了承いただければなというふうに思っています。

**(鎌田委員長)** ご説明をありがとうございます。この件に関しまして何か事務局からごさいますでしょうか。

**(高齢福祉課長)** 被災地の成年後見制度、二重住民票の問題、なかなか帰還が進まない中において、どちらの市町村で対応するのか、いろいろ課題があることについて改めてご指摘を受けたということで受け止めております。

被災地については、まず、指示区域の解除、あと帰還の問題がありますが、認知症高齢者をはじめ、どうしても権利等を守っていく体制となると、市町村が中心となってやらなければならないということがあります。

さらに申し上げますと、市町村だけではそういった権利を守っていけないということを考えれば、やはり社会資源、弁護士さんだって社会福祉士さんだって、ネットワークをつくって、それぞれの高齢者、一人暮らしの高齢者とか認知症の高齢者を守っていく体制をつくっていかねばならないということで進めているところです。

ただ、被災地で申し上げますと、檜葉町のほうで、ようやく今年、成年後見のネットワークができつつありますし、私どものほうも社会福祉士会と連携しながらそのネットワークづくりを全県的に進めているところでございますが、今のご指摘がございましたので、被災地のほうにも、例えば広域的にそういったネットワークづくりができないかといった視点に立ちながら考えてまいりたいというふうに考えます。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。この権利擁護に関する二重住民票については、今、進行中のプログラムというか、進んでいるということをお伺いしました。

あと、篠原委員のほうからは、民生委員さんが見守りをする際に、やはり住民票が基点であるから、その辺が非常になかなか到達できない、アクセスできないというお話もありまして、今日も事務局がおいでになっていますが、住民票がないということは児童虐待などの一番の温床になっているということもありますので、やはり住民票というものをもう少しどう位置づけるのか。所在地というものをどうわかるようにしていくのかということ、やはりこれは大きな課題になるのではないかなど思っているのですが、いかがでしょうか。事務局のほうで何かお考えがございましたら教えていただけたらと思うのですが。篠原委員の民生委員さんのお立場からのご質問といえますか、ご要望といえますか、そういうようなことでもございました。いかがでしょうか。

**(保健福祉総務課長)** 今ほどの住民票の関係につきましては、当審議会で意見があった旨を庁内の関係部局へ伝えまして、県としてどのような対応が図れるか検討していきたいと思っております。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。マイナンバーカードであるとか、住民票に代わるような、その方を特定するような、所在を特定するようなシステムがまた新たにあればいいですけれ

ども、今、現行体制では住民票を基点として福祉のサービスを提供するというシステムの中では、いわき市の方たちもサポートしたくてもできないというようなことが現に起こっているということでもございました。ただ、やはり避難された方は、いわき市は何にもしてくれないという思いになられると思いますし、そこでまた新たなコンフリクトの種といたしますか、そういうものが出てくる可能性もございますので、ぜひここについてもまたご検討いただく必要があるかなと思ってお聞きしておりました。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆様方、何かございませんでしょうか。確認でもご質問でも結構でございます。お願いいたします。

**(遠藤委員)** 遠藤と申します。私、通常は企業に勤めておまして、⑬番の中の「地域づくりにおける官民協働の促進」というところがありまして、「地域の一員である企業の働きかけ」ということとともに「共同募金など取組の推進」ということが記載されているのですけれども、共同募金の、募金して、各市町村に何パーセント配付されるとか、県には何パーセント配付されているとか、逆に、そういうものも、一応、年間の共同募金の使った使途というのは、決算書とか資料として届くのですが、中身的にはちょっとわからない部分もあって、逆に、昔からの町内会での100円という金額は、それは昔は100円は貴重だったかもしれないけれども、今の値段にしたらどうなのかということもあって、「町内会では100円でいいわ」という考えではなくて、本当にもっと一人一人意識を高めてもらうために、101円でも102円でも、「100円以上」というような皆さんの声がけとか、あとは、企業というか、大企業であったら大企業なりの、「これくらいはお願いします」とかいう、募金でもそういう考え方があってもいいのかなということと、あと、就労に困難を抱える人というのは、大企業なら大企業らしくそういう人を雇用する義務というのが掲げられているんですよね。その場合、やはり、そういうふうに値した仕事を与えるとか、授産所とか、そういうところに企業は仕事を持っていくというようにやると、企業をバックアップしてくれますよとかいろいろなメリットがあれば、企業も一生懸命、福祉に対して目が開くというか、そういうこともあると思うんですよね。

私自身、共同募金というのを、ただ単に「町内会で集めればいいわ」という話ではなくて、もっともっと皆さんで声を上げて募金活動をやるとか、そういうふうにしていかないと、全然、今の時代に合った福祉とかそういう体制はとれないのかなという感じがしたので、一言申し上げたいと思います。

**(鎌田委員長)** 貴重なご意見をありがとうございます。篠原委員もまた同じようなところで少しご意見でしょうか。

**(篠原委員)** はい。今、共同募金の話も出たので、私も県のほうの共同募金委員会の理事とかいう役職をもらっているものですから。

まず、共同募金というのは昭和22年にできたんですね。やはり困窮者を救おうということで始まった募金でして、これは本当に、今、話があったように、企業とかそういうところの会員というか、そういうところからの寄付もいただいているところはあるんです。いわき市の場合ですと13地区に分かれておりますが、ほとんど企業会員の皆さんにお願いするというようなことでお金をいただいております。

あとは街頭募金ですね。今年はコロナの影響で街頭募金ができなかったということで、そういった地道な活動は共同募金委員会ではやっている状況です。いわき市の職員の皆さんにもご協力

をお願いしたいということで、それから小学校、中学校、高校、幼稚園とか、そういうところにもお願いをすると。今、強制的というか、自治会を通じていくらかとかというのは各市町村によって多少違うと思うんですね。その基金というのはどうしているのかということですが、皆さん、よく車なんかで赤い羽根共同募金の車を見たことがないですかね。あるいは、やはり施設とか何かの重症者の雇用しているところに車を購入するための援助をするよということを出したり、それから、やはり年末の生活困窮者、要するに生活保護になる一歩手前の方たち、そういう方たちに見舞金としていくらかずつお渡しをして、餅代にしてもらおうかというような、そういう使い方をされていると思うんですね。

今、こんな話、ちょっと細かいことですが、共同募金には2種類あるんですね。A募金とB募金というのがあります。Aというのは県の共同募金に納めて、その中から何パーセントが戻ると。B募金というのは自分の市町村で集めたお金をその共同募金のために使うことができるお金なんです。それから、もうひとつはNHKの「歳末たすけあい」ですか、そういうものがあります。やはり、今、自治会とか隣組に入る方が非常に少なくなっているんですね。年々、本当に共同募金のほうもお金の集まりもだんだん少なくなってきました。やはり、先ほど言ったように紙切れ一枚の収支決算報告ということではなくて、本当は分厚い内容的なもので出せばいいのですが、なかなか、それを出しても皆さん見てくれないとか、やはりそういう指摘は、紙一枚で共同募金の使い方がわからない、何のために使われているかわからないので募金しないという方も何人かいるみたいなので、次回の県の共同募金委員会の会議があったときには、こういう声もあるので、もう少し詳しくわかるようにやってくれということをお話ししたいと思います。やはり共同募金委員会というのは各市町村の社協さんと一緒に入ってやっているものですから、社協さんとの兼ね合いでそういう事業展開をしているというふうに思っただけならば、ただ、共同募金を集めたやつを無駄に使っていないと思います。ご指摘のように、余裕のある方はもっと寄付をしていただければ、もっと共同募金としても事業展開できるのではないかとこのように考えています。

以上です。

**(鎌田委員長)** 遠藤委員、よろしいでしょうか。

**(遠藤委員)** 今の篠原委員がおっしゃったみたいに、私もびっくりしたんですけれども、その町内会に入るのにまず6万かかる、私の町内会。そういうふうにされてしまうと、「町内会に入らないよ」という人が多いんですね。結局、集会所の収益金というか、集会所の維持費とかということで、その町内会に入るのに6万かかっているんですよ。私もびっくりしたんです、町内会に入るのにこんなにかかるのと。今度、ごみもその区域ではそこは捨てられませんよというふうに言われてしまうと、入らざるを得ないというのが義務だけれども、6万は結構きついと思います。だから、共同募金の集まりも悪いというのは、結局、町内会に入っていない人がある、アパートとかそういう住んでいる方が多いからよけい集まらないというのが今の現状かなと私は思います。以上、私の個人の意見で申し訳ございません。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。法外な金額が請求されていて驚きました。役所のほうに、自治体のほうにご相談いただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。常識を逸した金額というふうに、私は印象で持ちましたけれども、本当に負担感が大きい金額ですよ。



そういうことで、いろいろなご意見をありがとうございます。本当に地域によっては全く違う状況があるのだなということをご改め知らされましたけれども、今、篠原委員からも共同募金のシステムであるとか内容を教えていただきました。ありがとうございました。

そのほか、ございませんか。松本委員。

**(松本委員)** 社会福祉士会の松本です。よろしくお願いたします。

私が非常に、今、注目しているのは、この社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業ですね。これについて、今回の支援計画の中に盛り込んでいただけて、市町村に対する、いわゆるワンストップサービスといいますか、縦割りになっている今の相談窓口のあり方について、こういった整備事業が進むことによって県民サービスが進むのではないかなというふうに期待しているところです。

でも、こういった事業を必須事業として市町村さんに「やってください」と言っても、なかなか、計画から実行に移さないというか、移せないみたいなのところがありまして、先ほど高齢福祉課の菅野課長さんからもありましたけれども、成年後見制度利用促進事業というのがありまして、各市町村において、いわゆる中間機関を整理しなさいという、これはいわゆる任意事業ですけれども、今のところ、いわき市と南会津町しかできていなくて、それでもって、今回、福島県社会福祉士会のほうに高齢福祉課から委託事業を受けまして、市町村に対するさまざまな、いわゆるテクニカルなサポートというのを、今、実際やっていて、いろいろな市町村から、県がちゃんと予算化をしているお金なものですから、いわゆる大きな中核市、または市町村さんのほうから、私たち社会福祉士会のほうにいろいろなアドバイスが欲しいということで、今、結構、件数が上がっております。先ほどの双葉地区におけます檜葉町にも、11月14日に行ってくる予定なのですけれども、そのように、市町村で例えば新たな事業をやるといえるときに、「さあ、やってください」といってもなかなか腰が上がらないというか、どうやっていいかわからない。例えば、成年後見制度の市町村申立て自体ができないというか、わからないという職員さん、今年の4月から異動してきたので成年後見制度がわからないというような人に、いきなり中核機関をつくってくださいといってもなかなかできないというのはいっぱい聞いております。

なので、こういった例えば新しい事業を重層的支援整備体制事業の中で、人材育成とか、また、さまざまな包括的支援体制づくりに対して、今回、具体的に「社会福祉士や精神保健福祉士の活用」という文言も入っておりますので、アウトリーチを生かした市町村の相談支援体制について、少しいろいろな専門団体とか、またはそれぞれのシンクタンクなんかを利用しながらの支援方法を知らせるような内容にさせていただければいいかなというふうに思います。

以上です。

**(鎌田委員長)** 社会福祉士会、精神保健福祉士会といった専門職がバックアップしますということでご意見いただきましてありがとうございます。

そのほか、ちょっと付随ですけれども、いわき市はもう権利擁護センターが平成26年から立ち上がってしまっていて、十分能力がありますので、聞きに来ていただければすぐお手伝いいたしますので、その辺は実働していますから。ほかの市町村は、社会福祉士や精神保健福祉士がいても、その装置をつくれていないので、そこが問題なわけで、現にいわき市はつくっておりますので、ぜひうちの法人の職員も3名を中核で派遣しておりますので、ぜひお声をかけていただければいつでもお手伝いできるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**（高齢福祉課長）** 実は社会福祉士会の松本さんと一緒に、うちのほうの職員も一緒になって各市町村をまわっております。会津をまわったり、中通りをまわったりと、本当にお世話になっているのですが、一番のモデルとなっているのはいわき市というところでございまして、私も、直接お伺いしながら、いろいろなやり方、具体的な実情、課題、そういったものを踏まえながら、今回の展開に結びつけていきたいと思っております。ありがとうございます。

**（鎌田委員長）** よろしくお願いたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。次の案件もございしますので、非常にいろいろなご意見が出てきて、ふだんはなかなか触れることのないお話も伺いまして、本当に有効な時間なのですけれども、次の内容に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次の議題に移らせていただきます。福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理についてでございます。まずは事務局からご説明をお願いいたします。

**（保健福祉総務課長）** 改めまして、保健福祉総務課長をしております境野といいます。私の方から説明をさせていただきます。初めに事業の進行管理に関する資料ですが、資料3-1から資料3-6までとなっております。資料3-1から資料3-6まで配付させていただいております。

初めに、資料の3-1によりビジョンの概要と進行管理の方法について説明させていただきます。それでは、表紙をおめくりいただきまして1ページをご覧ください。1ページですけれども、このビジョンの全体図を簡単にまとめたものとなっております。基本理念であります「すこやかでともにいきいき“新生ふくしま”」という基本理念のもとに、「めざす将来の姿」を実現するための6つの基本目標という構成となっております。さらに下のほう、2ページですけれども、基本目標ごとに施策の方向について記載しております。

ページをおめくりいただきまして3ページのほうをご覧ください。3ページにつきましては、各計画の体系図となっております。福島県総合計画を県の最上位計画として掲げておまして、この部門別計画としての福島県保健医療福祉復興ビジョンというものが位置づけられております。その下にビジョンが包括する個別計画として34の関連計画が位置づけられております。

続きまして4ページ、進行管理方法ですけれども、1の基本的な考え方にありますとおり、6つの基本目標につきましては、合計で38の施策と90の指標というものがございまして。進行管理の方法としましては、6つの基本目標ごとの主な施策、指標の進捗状況を毎年度、把握・分析することとして実施することとしております。多様な意見の反映、客観性の向上を図るため、点検結果につきましては、毎年、社会福祉審議会に報告するとともに意見聴取をさせていただき、その内容については県のホームページのほうに公表するというところでやらせていただいているところであります。今回、委員の皆様からいただくご意見につきましては、次年度以降の取組に反映させる仕組みとなっておりますので、忌憚のないご意見をいただければありがたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは各施策の取組状況をご説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。資料3-2ですけれども、こちらは6つの基本目標と38の施策の方向ごとに各種取組の進捗状況について記載したのとなっております。資料の構成としましては、主な取組の進捗状況、令和元年度の主な実績、施策を推進する上での課題、施策の取組の方向性という内容となっております。時

間の都合もありますので、中身につきましては項目を絞って説明させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな動き的なものにつきましては、施策を推進する上での課題と、施策の取組の方向性というのを、その項目に置いている白いひし形、通常ですと黒いひし形ですが、白いひし形のほうで記載させていただいております。

では、まず6ページをご覧ください。中ほど(5)福祉サービス提供体制の復旧でございます。福祉・介護事業所の深刻な人材不足に対応するため、人材の育成(定着)を図るための事業を総合的に展開しております。主な取組の実績としましては、県外から相双地域へ就職した方への就職準備金等の貸与事業、外国人介護人材受入環境整備事業として研修会や外国人留学生に対する奨学金等の支援を行う介護施設等に対する支援を行っているところです。続きまして7ページの中ほど、施策の取組の方向性として、3つ目の白いひし形に書いてありますが、新型コロナ対策として介護福祉士養成施設等に対し、授業や実習が継続できるよう必要な設備整備等の支援を進めているところであります。

続きまして10ページをお開き願います。10ページ、(2)心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進についてでございます。「第二次健康ふくしま21計画」に基づく県民健康づくり運動を推進するため、市町村や企業、学校など関係機関と連携し各種取組を実施しております。健康長寿ふくしまの推進に向けた取組としましては、食育活動、健民アプリを活用した動機づけ、健康づくりに関する社会活動への支援など、効果的な健康づくり事業を県全体で進めるための事業を展開しているところであります。

続きまして16ページをお開き願います。16ページ中ほどですが、(7)感染症対策の推進についてですけれども、新型コロナウイルス感染症に対する主な対応についてはこの項目で対応することとなりますが、17ページに移っていただきまして、課題及び取組の方向性には白ひし形のほうで記載しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクというものはゼロにすることはできないことから、引き続き予防についての普及啓発、発生時の迅速な対応に努めていくとともに、相談・検査・医療提供体制等の整備について進めてまいりたいと考えております。

続きまして19ページをお開き願います。19ページ、(2)医師、看護師等の確保と資質の向上についてですが、修学資金の被貸与医師等を対象にキャリア形成支援、県内定着に向けた取組の推進、また、看護師の離職防止や再就業の支援、定着に向けた職場環境づくりの支援を実施しているところであります。主な実績としましては、医学部の学生に対する修学資金の貸与は311名となっております。

続いて23ページをお開き願います。23ページですけれども、(2)社会全体で子育てを支援する仕組みの構築のため、保育施設の整備や保育人材の確保、保育の質の向上等の支援に取り組んでいるところであります。主な取組実績としましては、子育て応援パスポート事業の協賛企業数として4,047店舗、保育人材確保のための取組として、就職支援相談が448件、修学資金の貸付が155人となっております。

続きまして41ページをお開き願います。41ページの中ほど、下にあります(8)災害時の保健医療福祉体制の強化ということで、災害派遣福祉チーム、災害医療コーディネーター、いわゆるDMA Tと呼ばれる災害派遣医療チームなどの体制整備及び人材の養成に向けた研修等の実施のほか、42ページに移らせていただきまして、42ページの一番上、災害時健康危機管理支援チーム、いわゆるDHEATの体制整備を進めているところであります。

続いて指標の達成状況について説明させていただきます。カラーの資料、資料3-3をご覧ください。達成状況について総括表としてまとめさせていただいたものであります。達成状況です

けれども、表の下のほうを見ていただきますと、Aという100%達成をしている指標が全体の17事業で全体の25.8%、80%から100%未満の達成状況のBという指標に関しては30.3%、70%から80%未満の指標Cにつきましても7.6%、70%未満の達成率の指標Dにつきましても12.1%となっています。参考までに、一昨年度、平成30年度の達成状況の合計については、その下に書いてありますが、そこと比較しますと、D評価のものにつきましても7事業から8事業と1事業増えている一方、A評価の事業につきましても14事業から17事業と3事業増えている状況になっております。

続きまして各個別の指標の達成状況のうち、主な指標についてご説明をさせていただきます。A4横の資料3-4をご覧ください。こちらの方は指標値ごとに目標値とその達成状況の概要についてまとめた資料となっております。

主なものについて紹介していきますが、前年度から評価が向上したものにつきましても2点ございまして、まず初めに6ページをお開き願います。一番左の小さな数字でいきますと、55番、周産期死亡率（出生数千人対）ということで、それにつきましてもB評価からA評価になっております。続きまして9ページをご覧ください。9ページのほうの左側の数字でいきますと88番、不良食品発生件数のほうがDからAとなっております。

逆に、D評価が8件あると先ほどお話ししましたが、その主なものについて紹介したいと思います。まず、1ページに戻っていただきまして、左の数字でいきますと、1番、甲状腺検査の受診率についてはD。2ページをお開きいただきまして、左の番号でいきますと、13番、放射性物質の基準値を超えて出荷流通した不良食品件数がD、続きまして5ページ、一番下にありますが、48番、県内製造販売業者の医薬品等回収等件数、続きまして8ページをお開きいただきまして、左側の数字でいくと、77番、指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの短期入所の利用量。その下のほうですが、82番、社会福祉関係職員（階層別）研修受講者数。続きまして9ページのほうの下から2番目ですけれども、90番の災害時要援護者避難支援個別計画策定市町村数がD評価ということになっております。引き続き、各種指標の評価分析を踏まえて課題への対応を図りつつ、さらなるビジョンの取組の推進に向けて努力してまいりたいと考えております。

なお、残りの資料、資料3-5につきましてもは、資料3-4の作成状況の1番の詳細版となっております。資料3-6につきましてもはビジョンが包括する個別計画の概要をまとめたものですが、時間の都合もありますので今回は説明を省略させていただきます。

以上、福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**（鎌田委員長）** ありがとうございます。ただいま福島県の保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について、特に注目すべき点をピックアップして説明をいただいたところでございました。

それでは、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。星委員、お願いいたします。

**（星光一郎委員）** 星と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、たくさんの復興ビジョンの内容が細部にわたっていただいたわけですが、ひとつ申し上げたいのは、特養ということですが、2040年まで、どんどん、どんどんお年寄りが増えていくといわれております。ただ、まだ入れない人が多いので、まだまだ新しい特養の数が必要だということや、ずっと県議会でも市町村議会でも、待っていらっしゃる方がこん

なにいるからまだまだ足りない、いつつくろう、新しいのをつくろうというふうな、そういう計画にずっとなっていくのですが、実際のところ、今あるところの特養の稼働率が、実をいうと100%でずっといっぱいに入れる人がいないというところはまずないわけです。90%前後ぐらいになっているところが平均すると出てくるような気がします。逆に、たくさん大きなベッド数を持った特養をつくって、大きい施設があるのだけれども、人が集まらなくてベッドをしまわなくてはならない、そういうふうなことを現実に行っているところも、県の皆様であれば、そういう事例があったということをご存じだと思います。

それで、このビジョンの中でもあります地域共生といいますか、あと地域包括支援システムですね。つまり箱物ではなくて地域に密着したところの小さいところでいろいろ保健・医療・福祉の連携を保ってやっていこうと、これも非常によく分かるんです。大事なことです。

結局、さっき言いました特養が多すぎるのではないかとか、多すぎるのではないかというのはつくる必要が本当にあるのかどうかということなのですが、ただ、つくる必要が本当になくて、本当にあるかどうかということも別にしても、特養の、ほかのところもそうかもしれません、人材、職員が、どんどん、どんどんいなくなっています。これは、ほかの産業でも同じかもしれませんが、福祉の現場で働く職員がばらばらなくなっていて、どこへ行ってしまったの、なんで辞めるの、というふうなことが起こっていると何が起こるかということ、災害が今、非常に多いです。災害が起こったときに、福祉避難所、またその施設で、家から投げ出された人を施設で面倒を見て差し上げる、救いの手を提供させてくださいというような活動であるとか、災害のときにDWA Tといいます、福祉の介護福祉士とかそういうふうな人たちの資格者が医療の緊急体制の派遣と同じように行って、地域に、また県外にも出ていくということをやっておりますが、人がいないんですね。エントリーはします、実際に起こります、行く人が誰もいません。非常にいい計画です。いいリストがあつて、こんな準備をしています、でも、実際は蓋を開けると何も動かないということが起こってしまう可能性が非常にあるのではないかと、非常に私は危惧をしております。

人が少なくなるということと、地域共生と言いましたが、地域密着型はその地域にある小さいところの連携をしていくところ、それは人数が少ないです。職員の数も少ないので、その人を見ながら外に出るといのがなかなかできないので、今までならば、社会福祉法人です。たくさんそれなりに職員の人数があります。その地域にあつて何か困ったことがあつたら、「その社会福祉法人の職員よ、外に出ていって地域をみんなで助けようではないか」といって、「やってください」というふうなことで、我々もそれは法人としての努めだと思っておりますが、人がいないんです。

ということは、社会福祉法人である特養が増えていけばいくほど、また、いろいろな施設ができればできるほど、いいこともあります、足の引っ張り合いになって、どこもかしこも中途半端な、何かのときに応援に駆けつけたり、何かの質を上げるために研修に行かせたり、そういうふうなことがどんどん、どんどん数が減っています。どういうことかということ、つまり人がいないということによって、福祉というところが非常に平準化してしまう、または分散してしまうというふうなことによって、その策の進め方が非常に総花的に、だだっ広い、たくさんの領域があるものですから、あれもこれも、あれもこれもというふうにならずと広げていくと、どっちつかずでどこもかしこも穴だらけ、何もクリアしていませんというふうなことになりかねないのではないかと、非常にそれがとても心配でございます。

ですから、新しい施設をつくり、それもその地域によってはいいかもしれませんが、蓋を開けてみると、実をいうともう古くなって大規模な改修をしなくてはならないとか、半分壊して増床

したいのだとか、そっちのほうに話を転換する。新しい法人が来て、お金を持ってきて100床、200床の特養をつくりますといったらば補助金がぼんと出だりというふうな今までのやり方ができなくなったんです。

なおかつ、もう10年、20年、30年とたつて、古ければ古いほど社会福祉法人のお金がないんです。調べていただければすぐに出てくるはずですよ。そうすると、もうそろそろ大規模補修もできないし、つぶすわけにも、お年寄りの数はまだ増えているし、ということになると、それをうまくきちんとサービスがつけられる、持続していくように、何かを考えなくてはならない。それをみんな知恵を出し合っということのいろいろな連携が必要だということでは当然ですけども、繰り返して申し上げますが、総花的に全部を全部ひっくるめてうまくやろうと考えても、非常に浅く平準化されて穴開きだらけになってしまうということがあるので、その辺のところをじっくりと、優先問題としてどこを助けたら、助けられなかったところは非常にかわいそうだというふうな、そういう話にもなりますが、どこを助けたらば優先順位的にいろいろなところに波及して、いろいろなところが助かって、いろいろなところの事業が推進していくかというふうな順番を考える方向に値すると思いますので、そんなふうなこともひとつお考えいただいて、ぜひ、少なくともみんなが受けられる、少なくともみんなが困らない、何かあったときに一番力をその中では発揮するだろうというふうなことをいろいろ皆さん考えていただいて、計画を見直すというか、そんなふうな意見もあったなということを書き入れていただければ幸いです。

以上です。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。非常に重要なポイントで、持続可能な特養の運営というものが、やはり経団連を中心とした介護保険への参入でイコールベネフィットが求められたと。社会福祉法人に対する公益事業、税金を支払わないというところがターゲットになり、内部保留でたかかれたというようなことで、非常に社会福祉法人に対する風当たりが強くて、なおかつ社会福祉法人に対するいろいろな使命みたいな、ミッションみたいなものは拡大していると。しかし、今、星委員がおっしゃったように、回収するような財源、自己財源も乏しいというようなことで、要するにサステイナブルな特養のシステムをなんとかバックアップするような県のほうの考えも盛り込んでほしいということだとは思いますが、いかがでしょうか、事務局のほうで。

**(高齢福祉課長)** 高齢福祉課長でございます。本当に貴重な意見ですね。ありがとうございます。さまざまな角度からいろいろなご意向をいただいて感謝申し上げます。

まず、今どういうふうな作業をしているかといいますと、第9次高齢者福祉計画と第8次の介護保険事業支援計画、これは令和3年度から3カ年の計画づくりを進めているところです。国の指針がだいぶ遅れたことから、ようやく作業に取りかかれていますところでございます。

基本的な方向性としては、市町村のほうのサービス量の積み上げをもって、県が広域的な調整をしつつ、特養の数だったり定員数だったり、そういうサービス見込み量を積み上げて計画としてつくっていくという流れですけれども、その理念とするならば、やはりおっしゃるとおり、地域包括支援システムの推進が柱になってくる。今後、認知症の高齢者の増加、あと、全体的に高齢者の数がどうなっていくのかというふうな捉まえたときに、2025年をターゲットにするのかというふうな考えるよりも、さらにその先、2040年ぐらいを見通しながら、やはり計画としてはつくっていく必要があるかなというふうに思っております。まず、これが基本的なところです。

介護サービスの視点は、現実問題ですけれども、おっしゃるとおりです。私もだいたい2週間に1回ぐらいいろいろな施設長の方々からお話を聞きます。そうすると、待機者は確かにいるんです。公表ですと7,000、8,000という待機者がいるんですけれども、ただ、その待機者というのは、例えば有料老人ホームのほうにも予約してあったり、あるいはその方そのものが地域で普通に暮らしたいという方々が多いということを考えれば、小規模多機能と24時間介護サービスを使いながら在宅で暮らしていけるというふうな、サービスの質の問題、本当に望むようなサービスの形というものもあるものですから、一概に入所という形にシフトするのはどんなものなのかというふうに思っています。あと、稼働率の問題でいきますと、實際上、空いているところがあるというところも聞きました。そのときに、やはり設備投資に財源がかかるというところがありますから、その施設長さんに聞いたところ、やはりショートステイから転換させるとか、そういった工夫が結構できるのではないかといった方向性もいろいろアドバイスをいただいております。

介護サービスの今後ということで、今、計画づくりを進めておりますので、そういったところを幅広い視点から、施設整備だけではなくて在宅支援、そういったものを含める、あとは設備投資にどういった、今後、投資あるいは財源が必要になってくるかということも総合的に含み置きながら計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えます。

**(鎌田委員長)** 課長、ありがとうございます。星委員、いかがでしょうか。――ありがとうございます。

実際に同じような現象が保育園でも出てきていまして、児童養護施設などは戦後間もなく立ち上がって、2代目、3代目の方が受け継いでおられて、なかなか福祉マインドがない中で、児童養護施設もかつて問題を起こしたのですが、保育園についても同じような、2世、3世、2代目、3代目の方が継承して、いわき市でも社会福祉法人で実際に保育園を閉鎖したいと、そういう案件が起きて、私は東京都の社会福祉協議会ですとか、あと大阪の保育の専門の先生にもご連絡しましたら、東京でも大阪でもそんな案件は聞いたことがないということなんですね。ですから、横のネットワーク、保育園なり、老施協なり、いろいろなネットワークの中で、経営者に対するスキル、情報を、いろいろなことでバックアップしていただいて、より強固な体制を組めるように県も含めて支援していただけたらなというふうに、星委員のご意見を伺いまして、そういったところがございますが、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。では、星委員、お願いいたします。

**(星竹敏委員)** 意地悪じいさんみたいな発言で申し訳ないですけれども、私は今朝5時からこれを読み込んできまして、先ほどの星光一郎会長さんのおっしゃるとおりだということで、この文言の中に「より適切、さらに充実」うんぬんと。この事業を一体全体、人口減の日本で誰が支えるのか。皆さん、ご存じのように、NASAの99をよく知っているでしょう。100%近いところにくると、たったの0.1%が上がるのにそこまでの努力の倍が必要というんです。これを見てみると、いったい何人の人員を増やしてこの事業をよりよく遂行すると考えるのか、とても不思議でしょうがなかったです。

だから、課長さんが言うように、何事にも優先順位がある。僕は、ぱらぱらと見たときに、僕が関与してはいなかったんですけれども、一応、昔、博士号も甲状腺で取った。だいたい甲状腺検査なんかもう必要ないです。それからホールボディのもっと増加とか、全く不必要なものがいっぱいあるにもかかわらず、新聞とかいろいろところで、今まで普通にやっていた事業を、も

う一回廃止とか、考え直すとかうんぬんとかという文言を聞いたことがないのですけれども、県の政策というのは、結局、全然、そういうような、もう不必要だと思うものを廃止するという方向での討議はなされたことがあるのでしょうか。

**（鎌田委員長）** いかがでしょうか。甲状腺関係等でも不必要なものもいろいろなメニューの中に不必要なものが散見されているということで、県のほうではそういう話し合いはなされているのでしょうかということですが、よろしいですか、事務局。

**（保健福祉総務課長）** 保健福祉総務課長であります。県では毎年度、次の年度の予算要求の際に、スクラップアンドビルドということで、その事業が本当に必要なのか、有効なのかということを見極めた上で予算に計上するというをやっております。

**（鎌田委員長）** 予算のシーリングで、そういう厳しい査定にあるというようなことですか。どうでしょうか。

**（保健福祉総務課長）** 査定にあるというのではなくて、事業執行課として、その効果、必要性を見極めて、必要性が薄れたものについてはスクラップしていく、新たな課題に対応するために新たな事業が必要であれば新たな事業を構築するという作業を毎年度やっているような状況です。

**（鎌田委員長）** 今、星委員がおっしゃったようなプロセスは経ているということですが。

**（星竹敏委員）** 質問が悪かったですけれども、この事業を遂行するのに、先ほど言ったように、人口がどんどん減っているこの国で、この事業をもっとももっとも、ということ言われれば、人数の増加が絶対に必要です。もしやらなければ、今、ここにいる皆さんを含めてそうだけれども、定年が終わっても、もっと働け、働け、ということがなければ、この事業の遂行なんて全く無理だと思ったから質問をしたんです。

**（鎌田委員長）** いかがでしょうか。途中で私もお聞きできず、すみませんでした。とにかく精査をしていくということで事務局ではやっておられて、そのメニュー自体も、その状況に応じてきちんと管理はしているということによろしいでしょうか。事務局、お願いいたします。

**（保健福祉総務課長）** 失礼しました。全体の施策とかそういう大きな話でいいますと、まさに今回の社会福祉審議会における進行管理の議題の中で、様々なご意見をいただきながら、ビジョンに反映させていく想定でありますので、この場でいただいたご意見を参考に、ビジョンの中身についても対応もしていきたいと思っております。

**（鎌田委員長）** 事務局としても進行管理をきちんと、今後、将来に向けて行ってまいりますということでございましたので、星委員、よろしいでしょうか。またご意見がございましたら事務局のほうに寄せていただいて、この会議では発言しきれない内容もあるかと思っておりますので、事務局のほうに、今回説明を省いた内容についてもお気づきの点があれば、また寄せていただければと、勝手にこのような発言をしているのですが、事務局、よろしいでしょうか、そのようなこと



でも。

ありがとうございます。

それでは、菊地委員、お願いいたします。

**（菊地委員）** 菊地です。ふと思った中身で申し訳ないですけども、このビジョンの指標の達成のところに達成状況がありますよね。これがハイフン状態になっているもの、マイナスと書いてある中身のものですが、これには何か理由があるのかなというところ、なぜそれが数字として表れてこないのかなというところがひとつ疑問に思いました。

例えば、中核市もこれは入っていると思うんですけども、児童虐待とかはテレビでも放送されていて、なおかつ福島県に相談はなかったのかなとか、そういうものを使わなかったのかなとか、日常、生活の中で気になっていた部分が件数の中に入らないのかなとか、そういうところをふと思いましたので、このハイフンになっている部分は何かの理由があってハイフン状態なのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

**（鎌田委員長）** 資料でいうと何ページですか。

**（菊地委員）** 1ページから9ページの全てです。それはなぜ数字が出てこないのかなと。

**（鎌田委員長）** 達成状況のところですね。わかりました。いかがでしょうか。こちらの達成状況への数値が入っていないということなのかもしれませんが、どうでしょう。では、事務局、お願いいたします。

**（保健福祉総務課長）** 保健福祉総務課長です。毎年度に統計上の数値が公表されない指標等もありますし、目標値の内容として「上昇を目指す」とか「増加を目指す」とか、定性的な目標設定をしている指標については、直近の実績を記載させていただいているところであります。

**（こども未来局長）** こども未来局長です。例えば児童虐待受付の件数であれば、それを増やすわけでもないし、減ったからいいというものでもない。つまり数字だけで一律に評価することが難しい指標については、推移を見るということで、ハイフンで表しています。

**（鎌田委員長）** いかがでしょうか。菊地委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。石川委員、お願いいたします。

**（石川委員）** 親の会の石川と申します。復興ビジョン指標達成状況一覧の8ページの上から6段目のところで、指定障害福祉サービスの日中活動系サービスの短期入所の利用量というところがありまして、ここで平成30年度の達成状況がBで、令和元年度の達成状況がDという評価になっているんですけども、極端にこの利用量が減ったという理由を具体的にお聞きしたいんですけども、どういう理由だったのか教えていただきたいと。

**（鎌田委員長）** よろしくお願いたします。

**(障がい福祉課長)** 障がい福祉課長です。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、資料の、細かく書いてあるのが3-5の33ページをお開きいただきたいと思っております。こちらのほうでご指摘くださったのかもしれないですが、おっしゃるとおり令和元年が586と極端に減っております。これは、実は毎年3月の利用した人数ですね、そのひと月に利用した人数を出しております、恐らく今年の3月は新型コロナウイルスの関連があつて、ショートステイを休止したところはたしかなかつたと思うのですけれども、一方、若干の利用を控えたのではないかというふうに現段階では評価しております。それがなければ781あるいはその前の658というふうに、700人前後は利用しておりますし、特段、そこが減るという理由というのは考えられないので、これは指標のとり方が3月であつたということが影響しているのではないかと推測しております。

**(鎌田委員長)** いかがでしょうか。

**(石川委員)** サービスを提供できる事業者が、活動しておりますやはり少ないという状況がありまして、もしかしたら、倒産ではないですけれども、そういう事業が継続できない理由が何かあったのかなとちょっと思ったのですけれども、コロナの状況でしたら、やはり致し方ないということで理解できましたので、ありがとうございました。

**(鎌田委員長)** 社会資源数そのものが減つたわけではないということですね。ありがとうございます。

それでは渡部委員、よろしくお願いいたします。

**(渡部委員)** 資料3-6、その15ページで、障がい者の工賃向上プランというのがございます。今回、コロナ禍で、本当に生産のほうがかかなり落ちているのはご存じではないかと思っております。その中で、次のページにあります推進の視点の中で具体的な推進の方策は共同販売会とか優先調達、共同受注窓口の強化等、いろいろございます。その中で優先調達、ここでもって、どのくらい県のほうで各施設に対して調達していらっしゃるのか。それから、農福推進の内容について、どれだけ進んでいるのか、今までずっといろいろ県のほうが音頭を取って推進してきたと思うんですけれども、実際に障がい者の農福連携がどのようになっているか教えていただきたいと思っております。

**(鎌田委員長)** よろしくお願いいたします。

**(障がい福祉課長)** ありがとうございます。2点、お尋ねということでよろしいでしょうか。1つは優先調達法に基づいてどのくらい推進しているのかということと、農福連携の取組の状況などをお答えさせていただくということで大丈夫でしょうか。

優先調達のほうは、ご存じのとおり、自治体がそれぞれ授産事業をやっているところから優先的に物品を調達するというようになっておまして、県の場合ですと、要は県庁の中、あるいは出先機関に対しまして優先調達目標というものを定めて、それに達成してもらうようにということで、庁内の関係各課のほうに、例えば、授産事業であれば、こんなものが調達できます、役務としてはこんなことができます、というものを庁内に関して周知したりということをやっております。

ます。

ただ、実はそのところをご懸念されているとおり、今般のコロナによりまして、だいぶ就労系の事業所が工賃が下がるであろうということも危惧されておりますので、少しそこを強めようと考えていて、今、チラシを作成中ですが、具体的にどんな物品をどんなところに提供しているのかみたいな好事例というものを、チラシをつくりまして、それを県の機関はもとより市町村のほうにもお配りをして、今、各自治体様のほうでも優先的にそれを事業所から持っていただけのようなチラシを作成しております。各市町村がどれぐらいの達成率かというのは、ちょっと今は数字を持っておりませんが、目標を定めておりまして、それに向かって進めているというところではあります。

それから、もうひとつが農福連携のお尋ねだったかと思えます。農福連携は、やはりこうしたコロナの影響を受けまして、今年度、非常に好調といえますが、昨年度も派遣人数が多かったのですが、具体的な農福連携の取組としましては、要は、障がいのある方の就労系の事業をやっているところと、農家で担い手がなくてなかなか農作業の人手が足りなくて困っている、通年を通して人はたくさん要らないのだけれども、ある一定の時期に集中的に人が欲しいといったところの農家さんと就労の事業所をマッチングさせるということをやっております。それは授産事業振興会に県で委託をしまして、コーディネーターを置きまして、なるべく農家さんのほうの理解を深めて、行き先を掘り起こし、それから就労系の事業所に対してはそこを紹介するというようなことをやりまして、実績としまして、昨年は派遣人数が2,000人を超えるぐらいの人数を県内では派遣しております。その前の年が九百何人でありましたので、倍増するような状況で昨年度は農福連携を推進できたという実績でございます。

**(渡部委員)** ありがとうございます。ただ、問題なのは、生産を収益としている通所施設もあり、B型が特にそうなんですけれども、この場合は正直いって、ここに掲げております県の2万円の目標、これはかなり難しいと。その実態をよく知らないで、この2万円の根拠はわかりますけれども、実際、各施設によって若干違うと思えますけれども、施設そのものが赤字ではこれだけの工賃を捻出させるのは難しいと。ですから、もう少し優先調達法のあれを市町村がもう少し予算を送っていただいて、もう少しそこを県のほうから言っていただいて、積極的に、年間このくらいは、というような目標値をきちんと県のほうでつかんでいただいて後押ししていただきたいなと思えます。

それから農福連携。今、おっしゃるのも確かに施設外労働のことがあると思うんですけれども、施設外労働というのはだいたい限られています。現場で全部できるわけではございませんので、ですから、それをできるところとできないところ。それから期間的に冬期間はできないところがございますので、そういうのを踏まえて、農福連携はやっぱり年間を通じてやれるような作業を考えていく必要がございますので、そこら辺の後押しをひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

**(鎌田委員長)** 事務局、よろしく申し上げます。

そういうことで、さまざまな課題が散見されるわけですが、時間の関係も迫ってきておりまして、どうしてもというご意見がもしありましたらこの場でいただきたいのですが、いかがでしょうか。では、松枝委員、お願いいたします。

**(松枝委員)** 今までのお話を聞きながら、この人口分析とかも踏まえて、やはり高齢者が増えるという前提で施設なりになっていくんですけども、原因は、今、第二次ベビーブーマーだった子どもが、46、46、47まで行って、子どもを生まなかったのが第三次ベビーブームが来なかったというのがあるんですけども、本当に保育所の増設なり数が必要なのかという。そこそこ、その子どもが小学校に入って学童保育まで足りなくなってきたり、いろいろな会社が倒産したりとか、景気に左右されて職場がなくなったりとかということで、来年の高校入試も40クラス削減されるということで、もう既に高校生も減っていく中で、労働市場に人が入っていかない中で、そういう福祉施設の雇用の問題も出てきていると思うので、人口分析をもうちょっとしっかりして、あと、私が一番感じるのは、県は交付税算定の関係で数を求めていくのかなと思うんですけども、市町村からすれば一人一人の質の問題を高めようという、特に児童虐待とかその辺はそういう絡みが出てくるので、ちょっと予算が硬直化しつつあるので、そういう配分も、SDGsとか総計の見直しを踏まえた上で、そういう発想の転換をしていただきたいなと思って発言させていただきました。

**(鎌田委員長)** 貴重なご意見をありがとうございます。この件につきまして、事務局、何かございますでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、さらなるデータ分析をしつつ、将来を推計して、財源的なところも鑑みていただきたいということで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、時間のことばかり申し上げて申し訳ないですけども、なかなかご発言できなかった内容も多々あるかと思しますので、また事務局のほうに、何かお気づきの点がございましたらお寄せいただければと思いますので、そのような形で事務局のほうで意見を受け付けていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、皆様方からご意見をすべて賜うことができませんでしたが、お気づきの点がありましたら事務局へお寄せください。

では、報告事項に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。まずは専門分科会の委員についてですが、部会委員の指名についてであります。

すみません。審議事項がもうひとつ。失礼いたしました。時間のことばかりを考えてしまいまして申し訳ありません。

それでは、事務局から社会福祉審議会のまず運営規程のほうをご説明いただいてから報告事項に入らせていただきますので、福島県の社会福祉審議会運営規則について事務局から説明をお願いいたします。

**(保健福祉総務課長)** 私のほうから説明させていただきます。お手元の資料の4-1をご覧ください。社会福祉審議会運営規程の改定についてであります。

今回の改定の内容につきましては、児童虐待検証部会に属する委員及び臨時委員の指名方法に関するものとなっております。これまで児童虐待検証部会においては部会をあらかじめ設置し、委員を指名した上で事案の検証にあたっていたところですけども、2つのことが部会の運営上の課題となっていました。まず1点目ですけども、それぞれの事案に応じた柔軟な人選が行えなかったことというのがひとつ、もうひとつは、複数の事案が発生した場合、同一部会において複数事案の検証にあたる必要があることになりまして、委員の方々への負担が大きくなっている

と。以上2点が課題となっておりましたが、この2点について対応するため、個別の事案に対応した検証を行うため、複数の事案が発生した際に事案に応じて部会を設置し委員の指名を行えるようにするため、運営規程を改定するものでもあります。

具体的な内容につきましては資料4-1、第4条の部会に係る規程第1項の表に備考欄を追記し、備考欄1として「児童虐待検証部会においては、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に部会を置くことができる」という規程に改定するものでもあります。

また、次のページを開いていただいて、第3項においてですけれども、これまでは「児童虐待検証部会の委員の指名に当たっては、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員から指名すること」と規定していたところですが、今後は事案に適した委員及び臨時委員を事案が発生したごとに指名することができるように、第3項において児童虐待検証部会に係る規程を削除して、第4項で記載のとおり「児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に設置された部会ごとに、属すべき委員、臨時委員を委員長が指名する」という規定を新たに設けるという中身となっております。

なお、今、お話ししたとおり、各分科会、部会に属すべき委員につきましては、臨時委員の指名につきましては委員長の権限となっておりますので申し添えさせていただきます。

説明のほうは以上であります。よろしくご審議のほど、お願いします。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。ただいま事務局から福島県者会福祉審議会の運営規程について説明がございました。何か皆様方からご質問等はございますでしょうか。松枝委員、お願いします。

**(松枝委員)** 今の説明で、例えば児童虐待検証部会で同時に案件が2つとかできたら、第1部会、第2部会というふうな呼び方みたくなるということですか。

**(鎌田委員長)** 事務局、お願いいたします。

**(保健福祉総務課長)** おっしゃるとおり、A事例についてはA事例の部会、B事例があればB事例の検証部会というものを設置するようになります。その都度、委員にはそれぞれに応じた委員を委員長指名で選ぶようにさせていただきます。

**(松枝委員)** それは部会ではなくて、第1班、第2班みたいな形ではなくて、部会で、部の部になるということですか。

**(鎌田委員長)** 事務局、お願いいたします。

**(松枝委員)** 位置づけとしては、部会という位置づけで対応させていただきたいと。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。これはそもそもルールの規程のあり方で、内々ですけれども、弁護士会のほうからルール規程についてのあり方が正しいというか、よりルール規程に沿ったものということでの変更のアドバイスをいただいたというふうに伺っておりますので、本来のあり方に戻ったというか、あり方に位置づけられたという理解だというふうに説明を受け

ておりますので、特に問題はないと考えられるわけですがけれども、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。何かご質問、ご意見はございますか。特になければ、この案のとおり、改定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。なお、改定後の運営規程については、追って事務局より委員の皆様方に郵送でお知らせをいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速、また最後の報告事項のほうに入らせていただきます。まずは専門分科会の委員、部会員の指名について、(1)でございますけれども、専門分科会及び部会に所属する委員の指名については、社会福祉法令の第2条及び第3条、また福島県社会福祉審議会条例第7条及び同運営規定第4条の規定に基づきまして委員長が指名することになっております。こちらについては私からご説明させていただくこととなります。

資料5を見ていただきたいと思います。資料5の「福島県社会福祉審議会委員の指名について」をご確認ください。それぞれ委員の方ごとに分科会及び部会を記載しております。これをご確認ください。委員の活動や前回からの継続性、審議会委員の構成を踏まえて指名させていただきました。なお、この分科会の長の選任につきましては、それぞれの会で委員の互選をしていただくというようになります。

また、先の議題で運営規程が改正となりましたことで、児童虐待検証部会の設置については事案ごとに、一つひとつの事案ごとに部会を設置し委員を選任する方式へと変更になりました。この点についてはご承知おきください。

分科会及び部会の開催にあたっては、担当課から別途ご案内いたしますので、その際にはどうぞよろしく、ご協力いただきたいと思っております。

次の報告事項、(2)でございます。県立社会福祉施設見直し工程表の進捗状況についてです。事務局より説明をお願いいたします。

**(保健福祉総務課長)** 時間もだいぶ押しておりますので、説明について、初めの趣旨・経過等については資料6の1ページ目に「はじめに」ということで経過が書いてありますので、中身についてのご説明は省略させていただきます。

次のページにつきましては、工程表と実行状況ということで、表の上を書いてありますように、上段が平成30年2月につくりました工程表となっております。下段が工程表に基づく計画の実行状況ということになっておりまして、今回はR01、R02の部分についての報告をさせていただくという内容となっております。

それでは、その策定事項を各担当課からご説明させていただきたいと思っております。

**(児童家庭課長)** それでは、続きまして児童家庭課長の菅野から説明をさせていただきたいと思っております。児童家庭課所管の6施設につきまして、4ページから9ページに記載されているのですが、時間の関係もございますので、もしお許しいただけるのでありましたら、特に動きのありました3施設について説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料6の6ページをお開きください。6ページの若松乳児院についてでございます。この施設は児童福祉法に基づきまして乳児を入所させ、養育する施設として会津若松市に設置し

ております。

工程表の実施項目、中ほどですけれども、1の新たな乳児院の機能に係る検討、それから下の2の新たな乳児院の施設運営方法等の検討について、下の欄に実行状況を記載してございます。

実行状況の欄の上の部分、平成30年8月から翌年3月までの欄に記載のとおり、本審議会の下に設置してございます児童福祉専門分科会において、新たな乳児院のあり方について、社会的養育推進計画の策定と併せて5回にわたる審議の後、答申をいただきました。答申を踏まえて、3月27日、開催の子育て支援推進本部会議において対応方針を決定しました。対応方針の具体的な内容は白丸のとおりでございまして、医療機関と連携しながら多機能化、機能転換を図ること、それから老朽化が進んだ施設の整備、そして指定管理者制度の導入などございました。それらを踏まえまして、昨年度は基本構想策定のワーキンググループを開催いたしまして、今年3月に基本構想を策定、公表いたしました。今年度につきましては、記載のとおり、4月の事業説明会の開催以降、計画どおりに進めているところでございます。

次に8ページをご覧ください。8ページの大笹生学園についてでございます。この施設は児童福祉法に基づく福祉型、障害児入所施設として福島市に設置しております。主に知的障がいのある児童を入所させ保護するとともに、児童の能力に応じて心身の発達を促し、自立を目指して支援をしております。短期入所、日中一時支援等のサービスも実施しております。

中ほどの工程表の実施項目であります1の社会福祉法人への移譲又は指定管理者制度への移行の検討につきましては、平成30年度までに運営経費の推移や今後の施設利用のニーズ等を整理するなど内部検討を行いました。それらを踏まえまして、中ほどの2の施設のあり方につきましては、下の実行状況の欄に記載のとおり、先ほどと同じですが、本審議会の下に設置しております児童福祉専門分科会におきまして、昨年、10月から3回にわたる審議の後、答申をいただいております。答申を踏まえまして、今年3月の子育て支援推進本部会議において指定管理者制度の導入を県の方針として決定いたしました。今年度は関係条例改正等の作業を行う予定でございます。

それでは、9ページをお開きください。郡山光風学園についてでございますが、この施設は児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として郡山市に設置してございます。聴覚障害のある児童を入所させ保護するとともに、自立に必要な生活指導や援助をすることを目的としてございます。短期入所、日中一時支援等のサービスも実施しております。

工程表の実施項目、1の今後の入所及び入所以外のサービスの提供方法に係る検討に基づく実行状況としましては下の欄のとおりでございまして、下から3行目のところをご覧くださいのですが、昨年度開催の児童福祉専門分科会におきまして、令和3年度から施設を休止することについてご了解をいただき、3月の子育て支援推進本部会議において県の方針として決定いたしました。具体の検討内容としましてはその上部に記載のとおりでございまして、説明は割愛させていただきます。

中ほど、工程表の実施項目2の施設のあり方につきましては、予定どおり、今年度、児童福祉専門分科会を開催しまして、方向性について検討いただく予定でございます。分科会の委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上が特に動きのあった3施設について、工程表の実行状況についてご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

**(障がい福祉課長)** 引き続きまして、障がい福祉課所管の施設についてご説明いたします。10ページをお開きください。

こちらは、ばんだい荘あおば・わかばですけれども、あおばが定員 60 名の障害者支援施設、そして、わかばが定員 40 名の福祉型障害児入所施設となっており、児者併設型の施設として運営しております。

工程表の実施項目、中ほどにあります 2 の実行計画の策定・推進につきましては、実行計画を平成 31 年度に策定することとしております。昨年度から計画・策定を進めていたところではありますけれども、工程表の下にあります特記事項等の欄に記載がありますわかばについて、18 歳以上の入所を受け入れていることについての国の特例措置の経過期間が令和 2 年度までとなっていることなど、こうした国の動向等を確認する必要がありましたことから現在も策定中でございます。今年度内に実行計画を策定することとしております。なお、こちらの施設に関しては、現在、令和 3 年度から 7 年度を期間とします指定管理者の選定手続き中でございます。このあとご説明いたします太陽の国の障害者支援施設につきましても、同じ期間、同様に指定管理の選定手続きをしているところでございます。

では、1 ページ飛んでいただきまして 12 ページをご覧ください。11 ページにつきましては特段動きがないので省略いたします。12 ページ、太陽の国の施設で、けやき荘、かしわ荘、かえで荘ですけれども、こちらは知的障害者を対象とした障害者支援施設となっております。

工程表の 2、実行計画の推進としましては、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的な定員縮減をしていくことと、施設建替計画を実施することとしておりまして、定員に関しましては平成 31 年度からけやき荘、かしわ荘の定員をそれぞれ 100 名から 80 名に縮減しております。かえで荘につきましても計画的に推進してまいります。また、本年度がけやき荘、かしわ荘を新築するための敷地造成工事を現在、実施しているところでございます。かえで荘のほうにつきましては令和 4 年度に改めて検討することとしております。

私からは以上です。

**(保健福祉総務課長)** 最後に私のほうから太陽の国関連施設（太陽の国病院等）について説明させていただきます。最終ページになります。

中ほど、工程表の中で令和元年、令和 2 年度に当たる部分は 2 番の実行計画に基づく診療体制の見直し、3 番の次期指定管理者の選定ということになります。下のほう、実行状況ですけれども、医師の確保の観点につきましては指定管理者と意見を交換するなどして継続的に協議というところであり、有床診療所化のために、今年の 6 月県議会で条例を改正して、来年 4 月から太陽の国病院の有床診療所化に向けて医療法の関係の手続き等を現在進めているところであり、指定管理につきましては、次期指定管理について、現在、事務手続きを進めているところでもあります。

以上であります。

**(鎌田委員長)** ありがとうございます。報告事項とのことですが、ただいま事務局から説明していただきましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご意見やご質問はございませんということで理解させていただきます。

本当に長らく時間を超過してしまいましたが、しかし、議事は以上ではございますけれども、何か各委員からやはり発言をしておきたいという内容がございましたらば、どうぞ、その他ということでご発言いただいて結構でございますので、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。もう日がとっぷりと暮れつつあって、4 時までの予定がこのように超過してしまい申し訳



ございませんでした。やはり今日のボリュームは尋常ではなく、例年のないボリュームでございましたので、2時間ではちょっと無理だったかなというふうに思います。ありがとうございます、ご賛同いただいて。やはりじっくり皆様方のご意見をいただく機会としなければ、今、非常に潮目が変わる時期でございますので、ぜひまた今日ご発言できなかった内容を事務局のほうに寄せていただいて、今回はご発言いただけなかった内容をじっくりと事務局のほうに寄せていただきたいと思います。

それでは、委員の皆様方におかれましては円滑なご協議にご協力いただきまして誠にありがとうございました。つたない進行ではございましたが、どうもありがとうございます。それでは事務局にお返しをしたいと思います。

**(生出企画主幹)** 長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。最後に保健福祉部長の戸田よりごあいさつ申し上げます。

**(戸田部長)** 本日は、コロナ禍という中もありまして、この体制自体もあまりぎゅっとならないような机の配置と、時間的にも若干短めにしようというもくろみはあったのですが、さすがに意見が多数出まして、それは我々にとっては貴重な意見でありまして、この計画自体が福島県の保健・医療・福祉全般にわたる相当広い分野であります。それぞれの分野で持っている課題について関係団体が手を差し伸べており、そこから必要なものが、県のほうに相談がきて県のほうでも事業化するというところでやっております。

計画上はどうしてもやむを得ず総花的に広くならざるを得ないものであります。その中でも、途中でもご意見がありましたが、総花であって、うまくいけばそれでいいですけども、そんなことはないので、優先順位をしっかりとつけてやらなくてはならない。それも当然の話でありまして、一つひとつの分野であってもその考え方が必要であり、県全体としても、では、今年は何に力を入れていくんだと、人と予算の限りがありますから、その中でどういう計画で進めていくんだというのは、毎年、我々も重く考えてやっているつもりであります。

ちなみに、去年、今年につきましては、医療と介護、福祉の人材の育成のための、人が足りないというのが最大の課題でありますから、そのための人というのをしっかりと育てましょう、確保しましょうというのがテーマでやってきたのですが、なかなか育つのに時間がかかる問題もあり、コロナで直接の相対した事業が止まってしまっているというところがありまして、そこら辺を知恵を絞りながらこの先もやっていかなければならないというような意識は持っているところであります。

そうした中で、これもご意見にありましたが、実際に現場の声を聞いた上で、本当にやれる体制づくりとやれるやり方という、それも基本的な、本当に我々も立ち戻って考えなければならぬ話で、各課としては皆様のほうの団体、あとは各関係しているところ等の意見を聞きながら、よりよいやり方で、今、現場が一番必要としているものを優先としてということでやっていくということを基本に進めているところでありますので、今後、こういう場が少ないというのは、今、委員長からもありましたけれども、確かにそうでありますので、こういう場に関係なく、各団体、現場のほうで必要なことについては、いつでも担当課のほうにつながりがあるところ、話しやすいところで結構ですので、話を上げていただいて、我々はそれをその年に対応できるもの、翌年度以降に対応できるもの、そういったものについては考えてまいりたいと思いますので、引き続きご支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

**（生出企画主幹）** 本日はお忙しいところ、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。